

感染防止宣言ステッカー制度について

今後、新型コロナウイルス感染症と長く向き合っていかなければならない中、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていくためには、県民・事業者それぞれが感染防止対策をしっかりと行っていくことが重要です。特に、事業者においては、店舗・施設内で万が一感染が発生した場合、その影響は計り知れません。

そのため、県では、事業者に対して、業種別ガイドラインを遵守することや、感染防止対策をとっている旨が来店者・来場者に分かるよう掲示することなどをお願いしてきたところです。

今般、事業者の感染防止対策をさらに推し進めるため、新たに、全県共通の「感染防止宣言ステッカー」を作成し、普及を図ってまいります。

- ①業種別ガイドラインを遵守している事業者が、インターネットを通じて、取り組んでいる感染防止対策を自己チェックすることで、「感染防止宣言ステッカー」を取得できる仕組みを構築します。(別紙参照 / 8月7日(金)から実施予定)
- ②各店舗・施設はこのステッカーを入口等の目立つ場所に掲示し、来店者・来場者が、感染防止対策をとっている旨を確認できるようにします。
- ③今回の休業協力要請にあたって、このステッカーを掲示している店舗・施設は、業種別ガイドラインを遵守している店舗・施設として取り扱います。なお、市町村、業界団体等ですでに同様のステッカー制度がある場合は、本県のステッカーとみなします。